

平成26年7月29日
志木市告示第182号

志木市市民力賞顕彰事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民一人一人が持っている市民力を再発見し、市民がより主体的に取り組むまちづくりを推進するため、志木市市民力賞顕彰事業（以下「事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「市民」とは、次に掲げる個人又は団体をいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 市に納税義務を有する者

2 この要綱において「市民力」とは、市民の自発的かつ自主的に地域の課題解決に取り組む活動を行う能力をいう。

(事業の対象)

第3条 事業の対象は、次の各号のいずれかに該当する市民とする。

- (1) 市民力を発揮し、市の誇りとなる業績を挙げ、他の市民に明るい夢や希望を与えた市民
- (2) 市民力を発揮し、長期にわたり善行を継続している市民又は一般の模範となるような善行をした市民
- (3) その他市長が特に顕彰に値すると認めた市民

2 前項の規定にかかわらず、公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）にある者が、その者の職務の範囲内で行った行為については、事業の対象としない。

(候補者の推薦)

第4条 市民は、顕彰を受けるにふさわしい候補者があるときは、市長に対し、随時その者を推薦することができる。

2 前項の規定による推薦は、志木市市民力賞顕彰候補者推薦書（第1号様式）を提出して行うものとする。

(選考委員会)

第5条 公平かつ厳正に被顕彰候補者の選考を行うため、市民力賞顕彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、企画部長をもって充てる。

4 委員は、企画部政策推進課、総務部事務管理課、市民生活部市民活動推進課、健康福祉部福祉課、都市整備部都市計画課、上下水道部上下水道総務課、教育政策部教育総務課及び会計課の長並びに議会事務局及び監査委員事務局の次長をもって充てる。

5 選考委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会務を総理する。

6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がこれを代理する。

(選考の方法及び決定)

第6条 選考委員会は、第4条第1項の規定による推薦があったときは、その内容を審査し、被顕彰候補者を選考するものとする。

2 市長は、選考委員会により選考された被顕彰候補者から被顕彰者を決定する。

(顕彰の回数、時期及び方法)

第7条 顕彰は、1の市民につき1回に限り、随時、顕彰状を授与して行うものとする。

(適用除外)

第8条 第3条第1項第1号又は第2号に掲げる市民が市における他の表彰制度において同一の理由により表彰された場合は、原則として、この要綱による顕彰は、これを行わないものとする。

(台帳の作成)

第9条 市長は、志木市市民力賞顕彰台帳（第2号様式）を作成し、必要な事項を記録するものとする。

(庶務)

第10条 事業の庶務は、企画部秘書広報課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年8月1日から施行する。